

ベルギーにおける学校選択の規制強化

金井 裕美子

(2007年10月4日受理)

Reinforcing Control on School Choice in Belgium

Yumiko Kanai

Abstract. This article aims to clarify the political end and means to reinforce the control on school choice in Belgium, and also clarify some issues caused by school choice and an attempt to solve them. Current policy to control on school choice in French speaker Community of Belgium evoked a controversy because the policy was regarded as contradiction to the principle of free school choice by parents fixed by constitution. School choice system based on the principal has been allowing parents to choose a school based on their philosophical faith among denominational private schools and non-denominational public schools. However, the system based on traditional principle lacked some measures to solve current issues. It was noticed by policy maker from nineteen nineties that Belgian education system was challenged by critical situation of inequality. The socio-economical segregation and the divergence of achievement between schools as a result of school choice were pointed out by researchers. Confronting the issues, current policy in French community attempts to control the mobility of students to make socially mixed circumstance in each school and equal situation between schools. A regulation adopted by Parliament in February 2007 fixed certain limitation of changing school and governmental authority to control and monitor fair process at each school to accept parents' choice.

Key words: school choice, educational system, Belgium

キーワード：学校選択，教育制度，ベルギー

はじめに

本稿の目的は、ベルギーフランス語共同体における学校選択の規制強化の目的と内容を明らかにすることを通して、学校選択に介在する課題とその解決のために試みられている方策を明らかにすることである。

2007年の2月にフランス語共同体議会に提出されたデクレ案は、物議を醸しながら採択され『義務教育における学校への登録と転校を規制する各種措置を定める2007年3月8日のデクレ』¹⁾(以下2007年デクレ)として発布された。その規定内容と目的を明らかにすることを通して、学校選択におけるどのような問題が認識され、どのように解決されようとしているのかを検討したい。

わが国の先行研究においても、学校選択のメリットやデメリットが指摘されている²⁾。ベルギーの事例からは、2つの点でその議論に示唆を得ることができるのではないかと。ひとつは、特定の形態の学校選択制に介在する問題の例を示せることである。そして、もう一つは、学校選択制を基本原則とした政策の事例が示せることである。学校選択制に対する賛否の立場が明確な先行研究において、メリットは学校選択制の導入・維持の根拠として、デメリットは学校選択制導入の見送り・廃止の根拠として示される。しかし、憲法規定を根拠として保護者による学校選択が教育制度の前提となっているベルギーでは、デメリットが廃止論の根拠とはならない。デメリットが認識された場合は、その要因を分析し学校選択の仕組みを調節する政策が

とられる。そこで、学校選択制の可否に帰結することのない施策のアプローチを見ることができる。

本論では、まず、2007年デクレの規制対象を明らかにするために、先行研究に依拠しつつベルギーにおいて歴史的に確立されてきた学校選択の原理を明らかにし、次に、フランス語共同体における学校選択の制度的枠組みを概観する。その上で、新たなデクレ、デクレ案の内容、そして審議過程等から、学校選択における課題と新たな解決策を明らかにしたい。

1. 学校選択の原理と制度的枠組み

そもそも、ベルギーにおいては、特定の学校への就学が法により強制されたことがない。しかし、強制されないこと、すなわち選べることではない。学校選択を可能にするには一定の仕組みが必要である。現在、ベルギーにおいて教育の権限は三つの共同体という自治体に属する³⁾。各共同体には立法権が属し独自の教育制度を確立することができる。しかし、憲法第24条に定められた「両親の自由選択」を根拠として⁴⁾学校選択の仕組みが確立されていることは共通である。まず、この「両親の自由選択」の原理を歴史的な経緯から明らかにし、その原理に基づいたフランス語共同体における学校選択の制度的枠組みを見る。

1-1. 「両親の自由選択」

ベルギーにおける学校選択の原理である「両親の自由選択」は1958年に政党間で合意された『学校教育協定 (Pacte scolaire)』⁵⁾ (以下、1958年協定) における「家長の自由選択の尊重」に基づいている。そこで、先行研究に基づき1958年協定の歴史的背景と「家長の自由選択の尊重」の内容、その原則の憲法化までの経緯をたどりながら、「両親の自由選択」の意味するところを明らかにしていきたい。

1958年協定は、当時の3大政党であったキリスト教社会党、社会党、よび自由党の間で結ばれた。協定における合意内容とその歴史的背景は、ベルギーの研究者メイノーらが政治的な側面から明らかにしている。それによると1958年協定は、それ以前におけるカトリック教会と国の教育権をめぐる対立を終結させることを目的としていた。その対立の起源は中世におけるカトリック教会による教育独占にまで遡って説明されている。中世におけるカトリック教会の権威から独立した公教育制度を築くことはヨーロッパにおける教育の近代化の重要な側面である。ところが、カトリック教会の権威が強大であったベルギーでは近代化に反発してオランダから独立したという経緯があるために、

第二次世界大戦後まで教会から独立した公教育制度が確立されなかった⁶⁾。

そこで、1958年までに、カトリック党とその後身のキリスト教社会党は、私学助成制度を整備して、カトリック学校が国の費用で教育を行う基盤を整えていた。しかし、一方で、自由党と社会党は、国立学校の設置と公立学校における宗教教育を含む国による管理強化を目指していた。二度の世界大戦を経て、産業構造の変化を背景に社会党は支持層を広げ、1954年に自由党と連立で政権を担当した。そこで、国立学校の設置や私立学校の助成金の削減が目指された。しかし、国民の大半を占めたカトリック信者を支持層とするカトリック政党が1958年の選挙では勝利し局が再び変化することになった。ただし、政権が交代するたびに政策が180度転換される不調和が、教育の発展を妨げ、国民にも不人気となったため、政策の協調が目指されることになり1958年協定による合意に至ったという⁷⁾。

ベルギーの研究者アプレによると、1958年協定における主な合意内容は、①国が各段階の学校を設置すること、②公立学校において全ての公認宗教と非宗派道徳の教育を選択できるようにすること、③私立学校、公立学校の双方が公費により運営されること、であった⁸⁾。つまり、それまでのカトリック政党による政策も、自由党と社会党による政策も追認することが合意されたといえる。不調和であった政策路線を協調させる根拠となったのは「家長の自由選択の尊重」の原理であった。「家長 (père de famille) の自由選択」とは「家長がその子どもに好ましいイデオロギーや宗教に関する教育を授ける」ことであると理解された。そこで、カトリック、自由主義、社会主義といったどの立場からも教育の選択が可能になるようにするために、私立学校も公立学校も存在が認められ、それまでのカトリック政党と非カトリック政党の政策のいずれも有用となった。1958年協定は政党間規約であり法的拘束力を持つものではなかったが、翌年の1959年5月29日『就学前、初等、中等、師範、技術、芸術教育法』⁹⁾ (以下、1959年法) により具現化され、現在も学校選択の対象となる学校のあり方を規定している¹⁰⁾。

さらに、1958年協定の原則が憲法により規定された過程は、わが国で憲法学者の武居が明らかにした。武居によれば、教育の権限が各共同体政府に委譲されることになった際に、立法権をもつ両共同体で1959年法の改正が可能となり、1958年協定への抵触が懸念された。そこで、1988年憲法改正時に1958年協定の原則が、憲法に定められることになったという¹¹⁾。

そこで、憲法24条に定められた「両親の自由選択」の原理は、1958年協定における「家長の自由選択の尊

重」と同じく宗教やイデオロギーに基づく保護者による教育、学校を選択を可能にするというものであるといえる。社会における宗教やイデオロギーといった精神的な支柱の存在と、それらをよりどころとする集団の存在を前提とした集団的選択の原理とも言い換えることができよう。

1-2. 学校選択の制度的枠組み

では、上述のような原理の下、具体的にはどのような学校選択の仕組みが確立されてきたのか、学校選択を支えている制度的枠組みを2007年デクレ発行以前のフランス語共同体の事例に見る。

まず、1983年6月29日制定『義務教育法』¹²⁾法において、学齢期の子どもの保護者は、学校に子どもを登録することが定められている¹³⁾。子どもの登録先について規制はない。保護者は自らの選択した公立学校または私立学校に登録を申し込み許可されれば子どもの就学先が決定する。

一方で、1959年法第3条において共同体は公立、私立の区別なく学校の在籍者数に応じて経費を負担することが定められている。また、第12条に共同体が経費を負担する学校において、義務教育は無償であることも定められている。つまり、共同体による各学校の経費負担は実質的に保護者の選択に応じた義務教育費負担の仕組みとなっている。

共同体が費用を負担する学校の設置運営形態は1958年法に基づき1959年法に、表1のように定められている。

表1. 共同体による各学校の費用負担に関する規定内容

	教員給与	給与以外経費	建設修理費
共同体立学校	在籍者数に応じて、配置される教員に対して直接支給	在籍者数に応じて学校に直接支給	100%
助成対象公立学校	共同体立学校に準ずる	共同体立学校在籍者一人当たりベースの75%で学校に直接支給	予算内で審査、配分
助成対象私立学校			

以下の文書に基づき筆者作成。1959年法第32条、フランス語共同体による報告書 (Ingeberg, Henry.ed. Le développement de l'éducation. Rapport de la Communauté française de Belgique. 2004, Bruxelles 2004. Ministère de la Communauté française. 2004, p.19.)

1958年協定では、国による学校設置と助成金の支給が定められたが、それらの任務は権限の委譲とともに共同体に引き継がれた。そこで共同体は学校を設置し、公立、私立の区別なく助成基準を満たした学校に同じ条件で助成金を支給している。表1以外の学校、即ち、助成対象ではない私立学校も存在するが、フランス語共同体政府の管轄下では、ほぼ100%の子どもが表1の学校に在籍しているという¹⁴⁾。表2に2005年度における教育段階と学校設置形態の学校および在籍者数、および共同体による経費負担額を示す。共同体

が経費を負担する仕組みによって、多くの公立学校および私立学校が保護者の選択の対象となっているといえよう。

表2. 教育段階別および設置運営形態別の学校設置数、在籍者数、および共同体による経費負担額 (2005年度)

設置運営形態	学校数(校)		在籍者数(人)		共同体支出額(千ユーロ)	
	初等	中等	初等	中等	初等	中等
共同体立	164	133	27,602	86,417	97,653	572,023
助成対象公立	913	84	146,692	55,620	480,844	366,580
助成対象私立	664	295	128,406	207,326	401,519	1,141,239
計	1741	512	302,700	349,363	980,016	2,079,842

出典) フランス語共同体教育白書: Ministère de la Communauté française. Statistiques de l'enseignement de plein exercice et budget des dépenses d'enseignement: annuaire 2004-2005. Service général de l'information et des statistiques 2006. pp.46, 66, 112, 121, 152, 153, 155より作成。データに特別教育は含まない。

一方で、1959年法第4条および第8条において、学校の宗教的な区分が定められている。その規定内容を表3に整理した。

公立学校は宗教的に中立な非宗派学校であり私立学校は非宗派学校と宗派学校に区分される。両者の違いは、開設する宗教科や道徳科の授業が異なることと、宗派学校は、当該宗教の代表的な団体に承認されていることである。公立学校において保護者は登録と共に公認宗教の宗教科か、または、いかなる宗教教義にも基づかない道徳科の授業のうち一つを子どものために選択することと定められている。

宗派学校は私立学校であるから設置されないこともある。現在も、私立の大半がカトリック学校であり、公立学校と同じく広範に設置されている。

表3. 1959年法における非宗派学校および宗派学校の規定内容

宗教的区分	設置運営形態	教育に関する規定
非宗派学校	共同体立	公認宗教(カトリック、プロテスタント、ユダヤ教、イスラム教、ロシア・ギリシャ正教)の宗教科および非宗派道徳科各週2時間の授業が学校に義務付けられた。児童生徒は保護者が選択した一科目の授業に参加しなくてはならない。私立学校では非宗派道徳科のみの開設も可。
	助成対象公立	
	助成対象私立	
宗派学校	助成対象私立	学校は各公認宗教の教義に基づく教育を行い、当該宗教の代表者の承認を受ける。当該宗教科の週2時間の授業が学校に義務付けられた。児童生徒は必ず参加しなくてはならない。

出典) Loi modifiant certaines dispositions de la législation de l'enseignement du 29 mai 1959. より作成。
<http://www.cdadoc.cfwb.be/RechDoc/docForm.asp?docid=24&docname=19590529s05108> (2007年2月25日閲覧)

こうして、約50年が経過しても、国による学校の設置と、公立および私立学校に対する助成金の支給という1958年協定により定められた制度的な枠組みが維持されている。

しかし、一方で、社会の状況は大きく変化した。具体的には、移民の増加により学校を選択する保護者の宗教的な背景も変化したことや、交通手段の発達などが挙げられよう。そのような変化を背景とし、学校選択に関して新たな課題が指摘されるようになった。

2. 学校選択の規制強化の目的と内容 — 2007年デクレを中心に —

上述のような制度状況を念頭において、学校選択における課題と、その解決ために導入される方策を2007年デクレを中心に明らかにしたい。

2-1. 学校選択の規制強化の目的

まず、デクレの提案理由と政策ガイドラインに注目し、前政権下における政策と比較しながら、学校選択の規制強化の目的を明らかにする。

2007年デクレの提案理由の冒頭には、このデクレ案は、「学校のための契約 (Contrat pour l'École) 第9項『ゲットー学校の拒否 (Non aux écoles ghettos)』の実現に寄与するものである。」と述べられている¹⁵⁾。つまり「ゲットー学校」が無い状況を作り出すことが2007年デクレの目的である。では、「ゲットー学校」とは何か。「学校のための契約」は2004年7月に就任した社会党のエレナ社会的地位向上および義務教育担当大臣の政策ガイドラインである¹⁶⁾。同文書では、10項目の重点課題と解決のための措置が説明されている。政策広報用に作成された要約版「学校のための契約」において、第9項目の「ゲットー学校の拒否」に関しては次のような説明がなされている。

「どの両親もその子どもを悪い学校に入れようとは思えない。よい学校に登録する力が全ての人にはないのだ。そこで、まず、より劣った学校の水準を改善することが第一の措置である。しかしながら、社会経済的出自や結果によって生徒を再集団化することは社会のためにならない。この問題に関して奇跡は起こらない。そこで、多様な補足的な措置をとる必要がある。まず、分離を防ぎ、社会的混合を促す為に。」

つまり、「ゲットー学校」とは、保護者の選択の結果として、社会経済的に不利な状況にある家庭の子どもが集中し学力面でも問題のある学校の存在を示す呼称である。学力面での問題とは、生徒が落第するまたは資格なしに学業を終える「学業の失敗」の率が高いことであり、その割合と社会経済的な状況の相関は、

1980年代初頭からフランス語共同体教育政策担当者に認識されていたという¹⁷⁾。ただし、その状況が学校選択の結果として捉えられ、政策の前提となったのは1990年代後半である。公立、私立に関わらず、家庭の社会経済的な状況の不利な子どもが集中する学校があること、そして、その偏りを背景として学校間の学力格差や、中等教育におけるコース間の学力格差が存在することが一連の調査で明らかにされ、その是正が政策課題となった¹⁸⁾。

1990年代後半にフランス語共同体政府は、教育機会の平等化政策として、公立、私立学校の共通カリキュラムの策定など教育の標準化政策を進める一方で、学校間の格差是正政策を展開した。2004年までの環境政党 Ecolo と自由党再編後の改革党 (Mouvement Réformateur : 以下MR) の連立政権下における、「積極的差別 (Discrimination positive) 政策」¹⁹⁾もそれである。この政策以前には、重点地域を指定して地域内の全ての学校に特別枠の予算を配分する政策が展開されていた。しかし、学校選択によって子どもが地域間を流動するため、地域の状況すなわち学校の状況とみなすことに疑問が示された。そこで、地域間の社会経済的格差のデータを基に、各学校の在籍者の居住地に注目し、より不利な地域からの在籍者が集中する学校に特別な予算を配分する措置へと修正されたものが「積極的差別政策」であった²⁰⁾。つまり、前政権下では、すでに生じていた学校間の学力格差を前提として、予算を配分する格差是正政策が展開された。換言すれば、「ゲットー学校」が生じる過程よりも、重点支援による結果の平等を目指す政策であったといえよう。

それに対して、エレナ大臣は、「社会経済的出自や結果によって生徒を再集団化することは社会のためにならない」という見解を示してしている。すなわち、再集団化、「ゲットー学校」が生じる仕組み自体にメスを入れようとしたことが、「ゲットー学校」を重点的に支援した前政権下の政策と異なる。つまり、2007年デクレの目的は、社会経済的格差を背景とし学力的にも不利な子どもが特定の学校に集中する仕組みを変化させることにあったといえる。

2-2. 学校選択の規制強化の内容

「ゲットー学校の拒否」に向けての対策としては、「学校のための契約」の中で①退学後の転校に伴う助成金の割り当て、②登録拒否の規制、③転校の規制、④学校内の社会経済的混合に寄与する調査・研究の促進、の4項目が設定され、それぞれに予算が割り当てられた²¹⁾。その中の①から③に関する規定から2007年デクレは構成されている。ここでは、規定内容を詳細に見

ることはせずに、デクレ審議過程におけるに関する争点を整理して、デクレが保護者の学校選択をどのように規制するものかを明らかにする。

2月27日のデクレ審議は、午後の審議を翌朝7時半まで長引かせた。審議が長引いたのは、特に、デクレ案の中の「表題Ⅲ、学習期中における転校」における第12条と「表題Ⅳ、登録の拒否」における第13、14条に異議が唱えられたためである。デクレ案におけるこれらの条文の概要を下に挙げる²³⁾。

第12条 小学校において2年ごとに区分された「学習期」²³⁾の途中で転校した場合、同じ学習期を最初からやり直す。例外として、転出先の学校が、転居や給食といった転出元の学校にはないサービスを提供する場合など9項目の条件を定める。また、それらの例外以外にも、深刻な理由に基づき教育担当大臣が認める場合には転校が可能である。

第13条 共同体の設置する学校において登録者リストは、登録される児童・生徒名、登録日、登録順などを明確に記す政府によって指定された形式により作成される。中等教育の第一学年への登録開始日は政府が定める。登録の際は、登録順が明らかにされる。定員を理由として登録が不可能な場合、学校長は直ちに政府の設置する地区の登録調整委員会に届け出て、他の学校への登録が可能になるようにする。ただし、登録申請先の学校にすでに兄弟姉妹が在籍する場合には、優先的な登録が認められる。

第14条 助成対象校においても、第14条と同様の登録管理が行われる。ただし、定員を理由として登録が不可能な場合、設置者またはその代理人が、直ちにその代表・調整機関か、管轄長の設置する調整委員会に届け出て、他の学校への登録が可能になるようにする。

つまり第12条は転校の規制、第13および14条は、学校における登録の公正化に関する規定である。

転校については、すでに1997年デクレにより中等教育における学習期中の転校が制限されており、第12条はそれを初等教育にまで拡張することになる。デクレ提案理由においては、転校を重ねることを「学校教育の消費主義」²⁴⁾の実践であると批判し、さらに、教育水準の向上を目指した1997年デクレにおける学習期における学習の継続性という点からも疑問が示された。

また、第13条および14条の背景としては、デクレ提案理由において「順番待ちリスト」の存在が指摘された。理論的には、定員超過の場合の順番待ちリストは合法であるといえる。登録については、1997年デクレにおいて、保護者が期限内に学校の教育・運営方針への合意とともに申請すれば、各学校の定員内で登録が許可されることが定められている(第80、87、88条)。そこで、定員を超えた場合「順番待ちリスト」が作成されることは当然である。ただし、問題となったのは、順番待ちリストが公平に作成されていないことである。設置者が同一である場合、初等教育から中等教育への進学に際して内部進学生生の優先登録が慣例となってきたため、外部から登録を申請した場合「順番待ちリスト」に記載されることは珍しくない。1997年法における学校体系の規定に基づき、幼少一貫教育は基礎教育とされ公式データにおいても扱われるが、小中一貫教育は法律上で認められていない。しかし、実質的な一貫制度が「順番待ちリスト」の存在の背景にあり、外部からの登録を不利にしている。初等教育段階で中等教育までを視野に入れて学校を選択することは、どの保護者にもできることではない。子どもの年齢が低くなるほど、学校選択において、交通機関の確保など保護者の能力が問われることになるからである。そこで、第13条および14条は、初等教育段階での学校選択における保護者の能力の差にかかわらず、中等教育段階開始時に保護者を同一のスタートラインに立たせ、先着順とするものである。

デクレの審議過程においては、これらの条文に対して、MRの議員により修正ではなく削除が求められた。削除の理由としては、第12条は憲法24条に定められた権利を侵害するものであることが挙げられた。また、第13、14条の削除に関しては、1997年デクレにおける学校の教育・運営の方針に対する保護者の同意を条件とするという規定に基づく、学校の自立性が根拠とされた。学校は教育や運営の方針に沿って児童・生徒を募集するのであり、先に申し込んだというだけで登録が許可されるのは不合理だという理由である²⁵⁾。

一方で、デクレ案は議会の外にも波紋を生じさせ、二つの団体がそれぞれ約7,000名および約25,000名の保護者の署名と共に議会に対して嘆願書を提出した²⁶⁾。団体の一方は、我が子の利益のために学校を選択する保護者の用務(affaire)を妨げるという理由から転校の制限に反対した。他方は、憲法第24条に定められた「両親の選択の自由」に基づき、転校の制限と、また、各学校が自主的に管理すべき生徒の登録を政府が管理することに反対した。つまり、2007年デクレの争点は転校と登録を政府が規制することの可否にあった。

しかし、MRや嘆願書の主張は、法案提案理由の中ですでに否定され、条文削減への説得力には欠けた。嘆願書で述べられた学校選択における個人の利益の追求に関して、デクレ提案理由では「学校教育の消費主義」として否定している。また、現行憲法第24条への抵触については、立法諮問機関であるコンセイユ・データによるいかなる指摘もなかったことが述べられた²⁷⁾。結局、第12条は、転校の規制の例外としての「教育担当大臣が転校を許可する」という内容が、「監査局が認めれば転校が許可される」という内容に修正された後に採択された。また、第13条、第14条は修正されなかった。そこで、2008年度の新学期からは、転校が制限され、公立、私立学校ともに登録の開始日が定められ、学校の「順番待ちリスト」の公正な使用を教育省が監視することとなった。

つまり、2007年のデクレは、学校へのアクセスの状況を変化させ、社会経済的に不利な状況にある子どもが特定の学校に集中することを防ぐという目的で、学校選択の手続きにおける保護者と学校の行動を統制するものであった。

おわりに

以上、ベルギーフランス語共同体の事例から2007年デクレを中心に、学校選択の課題と解決のための方策を見てきた。その結果、約50年の間基本的に同じ制度的枠組みの中で学校選択が行なわれてきた過程で、社会が変化し、学校選択に介在する課題も変化し、それに対する政策も変化していることが明らかになった。

まず、社会の変化にともない学校選択における平等の意味が変化していることが指摘できる。宗教やイデオロギーに基づく教育と学校の選択を可能にするという1958年協定および現行憲法24条の原理に基づけば、多くの公立学校および私立学校を対象として非宗派学校と宗派学校の選択が可能であることが学校選択の平等であった。しかし、現在では公立学校と私立学校、非宗派学校と宗派学校を選択できること自体が平等を意味するのではない。社会における社会経済的格差を背景として学校間の学力格差が指摘されるようになり、個々の学校を対象とした選択における平等が求められているといえる。

次に、学校選択における平等の意味の変化に伴い政府の役割が変化していることが指摘できる。1958年協定に基づけば、政府は学校を設置するとともに、公立および私立学校に対して助成金を支給することにより学校選択を可能にしていた。しかし、上述のような二

重の格差を前提として学校選択における平等を実現することが政策の目的となった。

さらに、学校選択の平等の実現のための政策のアプローチが変化していることが指摘できる。2004年の政権交代によって、結果の平等化からアクセスの平等化へと政策が転換された。そして、アクセスの平等のために学校選択という行動を統制する政策が展開されることになった。

つまり、社会経済的な格差を背景とした学校間の学力格差の是正が現在の学校選択に介在する課題であり、2007年デクレは学校選択を統制することで格差是正をねらうものである。同デクレの効果については、将来的な研究課題である。一方で、ベルギーの共同体間における政策の比較を通して学校選択に介在する問題と解決策の整合性を検討することも試みたい。

【注】

- 1) *Décret du 28 mars 2007 portant diverses mesures visant à regular les inscriptions et changements d'école dans l'enseignement obligatoire*, Moniteur Belge n° 357 du juillet 2007, p.36344.
- 2) 例えば嶺井はわが国において近年導入されつつある、公立学校を対象とした学校選択制について、実際の学校選択の状況を分析したうえで、学校選択制が必ずしも目的通りに機能していないことを指摘し、導入に疑問を呈している。嶺井正也、中川登志男編『選ばれる学校・選ばれない学校。公立小中学校の学校選択制は今』八月書館、2005、121、122頁。
- 3) オランダ語、フランス語、ドイツ語という三公用語の話者ごとの自治体として定められた共同体は、言語境界線で区分された言語圏の文化と教育に関する事項を管轄している。二言語を使用言語とした二言語圏も定められているために、地域を超えた管轄が可能な共同体という自治単位が用いられている。
- 4) 武居は、ベルギー憲法第24条第2項を「共同体は両親の自由選択を確保する」と訳している。武居一正「ベルギー王国」阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集』有信堂、2000年、385頁。また、「両親の自由選択」が学校選択の根拠であることに関しては、例えば次の政府刊行物に説明されている。Ingeberg, Henry, ed., *Le développement de l'éducation. Rapport de la Communauté française de Belgique*, 2004, Bruxelles 2004, Ministère de la Communauté française, 2004, pp.17-20.
- 5) 武居はこの協定をその後のベルギーの政治の基本原則となったという意味から「教育憲章」と訳して

- いるが、本研究では対立を取めるという意味ではほぼ直訳の「学校教育協定」を用いる。前掲書、84頁。
- 6) オランダ国王は、教育を国の統制下に置いたことでカトリック教会の反発を招くと共に、言論の自由を統制したとしてフランス語話者の自由主義ブルジョワジーの反発も招き、独立革命が起こったという。そこで、1831年制定ベルギー憲法では「教育の自由」が定められ、カトリック教会と国の双方の教育の権利の根拠となったこと、また、カトリック、非カトリックの政治勢力が均衡したことにより、国が管理する近代教育制度は確立されなかった。Meynaud, J et al., *La décision politique en Belgique, le pouvoir et les groupes*, Paris, Librairie Armand Colin, 1965, pp.151-156.
- 7) Ibid., pp.156-159.
- 8) 1958年協定原文。参照。Ibid, pp.170-175
- 9) *Loi modifiant la législation relative à l'enseignement gardien, primaire, moyen, normal, technique, et artistique du 29 mai 1959*. Moniteur belge, 19 juin 1959, pp.4586-4597.
- 10) Deprez Gérard, "La Guerre scolaire et sa pacification", *Recherches Sociologique*, vol.1, n°2, 1970, pp.170-207. および Deprez Gérard, "La Guerre scolaire et sa pacification. Les perspectives d'avenir", *Recherches Sociologique*, vol.2, n°1, 1971, pp.67-91.
- 11) フランス語とフラマン語の双方の共同体による自治の要求の高まりとともに、1980年の第4次憲法改正までに教育の権限が原則的に共同体へと移譲された。しかし、フランス語圏では社会党が優勢であったため私立学校に不利な、逆にキリスト教社会党が優勢なフラマン語圏では公立学校に不利な政策展開が予想された。そこで、1988年の第5次憲法改正において「選択の自由」の原則が条文化され各共同体における遵守が確約されたという。「ベルギー仲裁院の権限拡大」『福岡大学法学論叢第44巻第1号』福岡大学総合研究所、1998年、85-92頁。
- 12) 同法はフランス語共同体政府ホームページにて閲覧できる。*Loi concernant obligation scolaire du 29 juin 1983*. <http://www.cdadoc.cfwb.be/RechDoc/docForm.asp?docid=284&docname=19830629s09547> (2007年9月25日閲覧)
- 13) 第一条において子どもには、満6歳を迎える学校年度の9月1日から12年間の「就学義務」が、保護者には「就学させる義務」が課されている。一方で、家庭における教育によって就学義務は免除されることと、家庭における教育を選択する場合を除き、保護者は子どもを学校の児童・生徒として登録することが規定されている（第3条において「教育の義務を負う未成年の子どもの保護者」は、「家庭における教育以外の場合」義務教育期間において子どもを学校に「児童生徒として登録すること」を監視されると規定された。
- 14) フランス語共同体が発行している教育白書および、ユネスコ報告資料を基に、教育省義務教育管理局において確認した。(2007年3月26日の聞き取り調査)
- 15) フランス語共同体議会議録は、議会ホームページで閲覧可。*Projet de décret portant diverses mesures visant à regular les inscriptions et les changements d'écoles dans l'enseignement obligatoire*, Parlement de la Communauté française, n°354, 2006-2007. p.3. http://www.pcf.be/ROOT/PCF_2006/public/Recherche/Documents.html (2007年9月26日閲覧)
- 16) 大臣官房ホームページで閲覧可。*Contrat pour l'École, 10 priorités pour nos enfants*, http://www.arena.cfwb.be/competences_enseign.asp?ID=24, p.15. (2007年9月26日閲覧)
- 17) Demeuse, Marc "La politique de discrimination positive en Communauté française de Belgique. Une méthode d'attribution des moyens supplémentaires basée sur des indicateurs objectifs" *Cahiers du service de pédagogie expérimentale*, Université de Liège, Janvier 2000, p.116
- 18) Renard, R "Diversité de l'offre d'enseignement primaire, le recrutement social des établissements" *Tableau de bord de l'enseignement*, Service général de l'informatique et des statistiques du ministère de la communauté française, 2000. pp.22, 23. Hirtt, N "Inégalités sociales devant la réussite et l'orientation scolaire" *ibid.* pp.44, 45.
- 19) 政策文書はフランス語共同体議会ホームページにて閲覧可。*Décret du 30 juin 1998 visant à assurer à tous les élèves des chances égales d'émancipation sociale, notamment par la mise en oeuvre de discriminations positives*, Parlement de la Communauté française, n°235, 1997-1998.
- 20) Demeuse, op. cit., pp.120, 121.
- 21) *Contrat pour l'École, 10 priorités pour nos enfants*. Op. cit., pp.15, 16.
- 22) デクレ案原文を参照。*rojet de décret portant diverses mesures visant à regular les inscriptions et les changements d'écoles dans l'enseignement obligatoire*, pp.13-15.

- 23) 1997年デクレ第13条に規定された。 Communauté française, n° 354, 2006-2007, p.16, 18, 19.
- 24) *Projet de décret*, op. cit. , p.3.
- 25) *Amenments déposés en séance du projet de décret portent diverses mesures visant à regular les inscriptions et les changements d'écoles dans l'enseignement obligatoire*, Parlement de la
- 26) フランス語共同体議会録参照。 *Compte rendu intégral des séances du mardi 27 février 2007* (Matin et après-midi), n° 11, 2006-2007, p.209.
- 27) *Projet de décret*, op. cit. , p.4.
(主任指導教員 二宮 皓)